

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：魚津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.2	%
全職員	75.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.2	%
本庁課長相当職	99.0	%
本庁課長補佐相当職	97.8	%
本庁係長相当職	95.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.5	%
31～35年	94.6	%
26～30年	87.5	%
21～25年	96.8	%
16～20年	85.2	%
11～15年	89.7	%
6～10年	91.8	%
1～5年	103.7	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当については、世帯主となっている男性に対して支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は95.1%である。
- ・男性のほうが時間外勤務が長く、その差による1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は39.0%となっている。

【全職員】

- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、男性に占める割合が10.3%であるのに対し、女性に占める割合が43.4%であることから、より差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
 * 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、正規の勤務時間（週38時間45分）に満たないものは、その勤務時間に応じて職員数を換算している。